

小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業 補助金交付要綱

(制定) 令和 8 年 4 月 2 2 日

一般社団法人 大分県食品衛生協会

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人 大分県食品衛生協会（以下「県食協」という。）が実施する本事業は、大分県が定める「小規模食品取扱事業者における小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業補助金交付要綱」、「小規模食品取扱事業者における小規模食品取扱事業者への設備の導入・衛生向上支援事業実施要領」並びに大分県補助金等交付規則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

2 この規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「補助事業」とは、食品衛生法改正後の新施設基準に必要な衛生設備及び各種計測器を導入し、衛生機能強化を行う大分県内の小規模食品取扱事業者を支援する事業をいう。

(2) 「補助対象事業者」とは、次条の条件を満たし、補助対象事業を実施する者をいう。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助対象事業者は、次のいずれの条件も満たすものとする。

(1) 大分県内に施設を有すること。

(2) 常時従業員数が 5 名以下であること。

(3) 食品衛生法もしくは大分県食品衛生条例（昭和 4 8 年大分県条例第 6 0 号、令和 3 年 6 月 1 日廃止）における初回許可取得日が令和 3 年 5 月 3 1 日以前であること。

(4) 取得している許可業種が以下の業種であること。

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| ・菓子製造業 | ・アイスクリーム類製造業 | ・乳製品製造業 |
| ・清涼飲料水製造業 | ・食肉製品製造業 | ・水産製品製造業 |
| ・冰雪製造業 | ・液卵製造業 | ・食用油脂製造業 |
| ・みそ又はしょうゆ製造業 | ・酒類製造業 | ・豆腐製造業 |
| ・納豆製造業 | ・麺類製造業 | ・そうざい製造業 |
| ・複合型そうざい製造業 | ・冷凍食品製造業 | ・複合型冷凍食品製造業 |
| ・漬物製造業 | ・密封包装食品製造業 | ・添加物製造業 |

(5) その他大分県知事（以下「知事」という。）の承認を得て県食協会長が適当と認める者

2 次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業から除くものとする。

(1) 国又は地方公共団体が、経費の全部又は一部を負担して実施又は主催する事業

(2) 補助金の交付決定前に着手した事業

(3) その他大分県又は県食協が不適当と認めるもの

3 補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(5) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員で有ることを知りながらこれらを利用している者

(9) その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人が前項第2項から第8号に該当する者

（補助対象経費及び補助率）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	備 考
補助対象事業者が補助事業を実施するのに要する経費	2分の1	補助金の上限額は、5万円とする。

（補助金の交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、事業実施前に、補助金交付申請書により県食協会長に申請する。

(補助金の交付決定)

第5条 県食協会長は、前条の補助金の交付申請を受けた場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、交付決定書を交付することとする。

(申請の取下げ)

第6条 申請者は、前条による交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には、申請の取り下げをすることができる。ただし、申請の取り下げをすることができる期間は補助金の交付決定の通知を受けた日から14日以内とする。

(補助事業の内容変更)

第7条 本事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助事業の内容変更承認申請を県食協会長あて提出し、その承認を得なければならない。

ただし、補助金額、場所、工法、構造に変更のない場合はこの限りではない。

2 県食協会長は、前項の申請があったときは、審査の上、内容が適正と認めるときは、補助事業内容変更承認通知書により、補助対象事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助対象事業者が補助対象事業の全部又は一部を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業の中止（廃止）承認申請書を県食協会長に提出し、承認を受けなければならない。

2 県食協会長は、前項の申請があったときは、審査の上、内容が適正と認めるときは、補助事業の中止（廃止）承認通知書により、補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 補助対象事業者は、事業が完了したときは、14日以内に補助事業実績報告書及び補助金交付請求書を県食協会長に提出しなければならない。第8条の承認を受けて事業の一部を中止又は廃止をした事業が完了した場合も同様とする。

(補助金の額の確定及び通知)

第10条 県食協会長は、前条の規定により補助金実績報告書及び請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適正と認めたとき

は、補助金の額の確定通知書を送付し、申請者名義の口座への補助金の振込を行う。なお、報告が適正と認められない場合には、その旨を申請者に通知ものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 11 条 県食協会長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が次のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金がある場合にはその返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正な手続きにより補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 補助金を他の用途に転用し、又は交付の決定の内容及び条件、指示等に違反したとき。
- (3) 第 10 条により実績報告が適正と認められないとき。

(その他)

第 12 条 この規程に定めのない事項については、県食協会長が大分県知事と協議して決定する。

附則

この規程は令和 8 年 4 月 22 日から適用する。